

1 計画の考え方

- (1) 改定の背景・考え方
 - 国では、少子高齢化に歯止めがかからない状況のほか、いじめや虐待、貧困といったこどもを取り巻く社会環境が深刻化してきていることを背景に、こども基本法を施行し、こども大綱を閣議決定しました。
 - 法では、市町村に対し、こども大綱等を勘案した市町村こども計画の策定を求めています。このほか、こどもを「心身の発達の過程にある者」と定義し、18歳や20歳といった年齢で必要なサポートが途切れないよう、支えていく考えを示しています。
 - このため、現行プランに若者の暮らしや仕事、結婚などに関連した基本施策を位置付け、こどもや若者、子育て当事者のライフステージに応じた切れ目ない支援を進めていきます。
 - また、こどもの意見に耳を傾け、より一層、大切にしていける視点を持ちながら、こども・若者が自分ら社会生活を送り、将来の見通しや展望を描けるよう支えていく考えです。
- (2) 計画の位置付け
 - こども基本法に規定された「市町村こども計画」や本市におけるこども・子育てに関する分野計画に位置付けます。
- (3) 計画の対象
 - おおむね18歳までのすべてのこどもとその家庭、妊娠・出産を希望する方のほか、おおむね30歳未満の若者(施策によってはおおむね40歳未満の方も含む)を対象とします。
- (4) 計画期間
 - 2020(令和2)年度～2029(令和11)年度

2 帯広市のこどもを取り巻く状況

- (1) 地域の現状
 - 帯広市の人口推移は、新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置付けが変わった2023(令和5)年以降は転出超過傾向にあるほか、死亡数が出生数を上回り、社会動態・自然動態の両面で減少傾向にあります。
 - 就労等の状況は、男女間の労働力率の差が年々小さくなっています。
 - 男女がともに働き、安心してこどもを産み育てることができる環境が求められている中、市内企業の育児休業制度の導入や男性の育児休業の取得が増加傾向にあり、仕事と子育てを両立するための環境などが徐々に整備されてきています。
- (2) 子育て家庭の現状
 - こどものいる世帯が減少し、祖父母と同居している世帯も減少するなど核家族化が進行しています。
 - こうした中、子育てに困難を感じている母親が5割を超えています。
- (3) こどもの現状
 - 支援が必要な児童や家庭の相談件数は増加傾向にあります。
- (4) こども・若者への意見聴取
 - こども・若者自らの将来に関する考えなどをヒアリングしたところ、食や農、自然環境に魅力を感じ住みやすいとする意見や多様な年代との交流を通じ経験・体験を積める場所に居心地の良さを感じる意見、将来的なUターン移住を考えている意見など、人とのつながりや仕事に関する意見が寄せられました。

3 おびひろこども未来プラン

- (1) 基本理念
 - こどもたちが心身ともに健やかに成長できるよう、市民や企業、行政などの地域社会全体で子育てに関わりあうまちづくりを目指している現行の基本理念を継続します。
- ともに育むこどもの笑顔
未来へつなぐ おびひろ
- (2) 基本的な視点
 - すべての施策の考え方に、次の3つの共通となる視点を掲げて施策を推進します。

こどもの視点	保護者の視点	社会全体の視点
すべてのこどもの幸せを第一に考え、こどもの意見を大切にしながら、こどもの最善の利益を最大限に尊重する。	子育てをしているすべての保護者が子育てできることを幸せに感じられる。	すべての市民が連携・協力して、こどもと子育て家庭を社会全体が支える。

- (3) 施策の体系
 - 4つの基本目標と18の基本施策を設定します

4 計画の推進体制と点検・評価

- 本計画の進捗管理のための目標項目及び目標値は、進捗状況を踏まえながらこれまで同様「この地域で子育てをしたいと思う親の割合」「保育所等の待機児童数」「子育て事業に関わる支援活動者数」とします。
- 毎年度、目標項目に加え、第七期帯広市総合計画の推進計画に示す事務事業の進捗状況を点検・評価し「帯広市健康生活支援審議会児童育成部会」において、評価結果を報告します。

目標項目	基準値 2024(令和6)年度	目標値 2029(令和11)年度
この地域で子育てをしたいと思う親の割合	89.8%	93.0%
保育所等の待機児童数(4月1日現在)	0人	0人 (毎年度)
子育て事業に関わる支援活動者数	3,673人	7,111人

5 今後のスケジュール(予定)

- 令和7年11月17日 厚生委員会(改定原案)
- 令和7年11月下旬 パブリックコメントの実施(1か月間程度)
- 令和8年2月 健康生活支援審議会児童育成部会、厚生委員会(最終案)

6 プランの施策体系

基本目標Ⅰ こどもを守る ※ 加筆等した部分は下線を付記

基本施策	主な施策の展開方向
1 こどもの権利の尊重	(1) 人権の啓発活動の推進 (2) こどもの相談体制の確保 (3) こどもを守る連携活動の推進 (4) こどもの貧困対策の取り組み
2 こどもの虐待防止の推進	(1) こどもの虐待防止の推進
3 こどもの健康づくりの推進	(1) こどもの健康づくりの推進 (2) 食から学ぶ健康づくりの推進
4 こどもの安全な環境の確保	(1) こどもにやさしい都市基盤の整備 (2) 安全なこどもの遊び場の確保 (3) こどもの安全を確保する体制の整備 (4) こどもの安全教育の推進 (5) 被害防止を図る啓発活動の推進 (6) 街頭巡回指導等の推進

基本目標Ⅱ 安心してこどもを産み育てることができる

基本施策	主な施策の展開方向
1 安心して妊娠・出産ができる環境の充実	(1) こども家庭センター機能の推進 (2) 安心して妊娠・出産ができる環境の充実
2 相談支援体制の充実	(1) こども家庭センター機能の推進【再掲】 (2) 地域子育て支援センター等の機能の推進
3 こどもの発達・生活の支援	(1) 健やかな発達の支援 (2) 生活の支援
4 わかりやすい情報発信の推進	(1) わかりやすい情報発信の推進

基本目標Ⅲ こどもや子育て家庭をみんなで支える

基本施策	主な施策の展開方向
1 仕事と子育ての両立の支援	(1) 保育所の安定的な保育サービスの提供 (2) 保育所の施設環境の整備 (3) 児童保育センターの安定的な保育サービスの提供 (4) 児童保育センターの施設環境の整備 (5) 保育と教育の連携促進 (6) 男女がともに働きやすい環境づくりの推進 (7) 子育てにやさしい企業の普及促進
2 幼児教育の促進	(1) 幼児教育と預かり保育等の促進 (2) 教育と保育の連携促進

基本施策	主な施策の展開方向
3 子育てを地域で支える仕組みづくりの推進	(1) 地域で支える仕組みづくりの推進 (2) 地域子育て支援センター等の機能の推進【再掲】 (3) 幼稚園や保育所、認定こども園での子育て支援 (4) 子育て応援事業所の普及促進 (5) こどもの居場所づくりの推進
4 子育て家庭への経済的な支援	(1) 経済的な支援の実施
5 ひとり親家庭への支援	(1) 自立の支援 (2) 生活の支援

基本目標Ⅳ こども・若者自らの健やかな成長を支援する

基本施策	主な施策の展開方向
1 こどもの体験活動の推進	(1) 体験活動機会の推進 (2) 児童会館機能の確保 (3) 文化・スポーツ活動の推進 (4) 国際交流の推進
2 こどもの社会参加の支援	(1) 社会参加活動の支援 (2) ジュニアリーダーの養成 (3) 自主活動の奨励
3 こどもの健全育成活動の推進	(1) 学校における育成活動の推進 (2) 地域における育成活動の推進
4 <u>悩みや生きづらさなどを抱えるこども・若者への支援</u>	(1) <u>こどもの相談体制の確保【再掲】</u> (2) <u>こどもの居場所づくりの推進【再掲】</u> (3) <u>学校における育成活動の推進【再掲】</u> (4) <u>地域における育成活動の推進【再掲】</u> (5) <u>生きるを支える取り組みの推進</u>
5 <u>ライフデザインの形成</u>	(1) <u>就労の支援</u> (2) <u>出会いの場の創出</u>